

### 3 月 臨 時 教 育 委 員 会 会 議 録

- 1 開 催 日 平成 27 年 3 月 26 日 (木)
- 2 開 催 場 所 新館 8 階教育委員室
- 3 出席した委員 吉田委員長、森委員、坂元委員、廣岡委員、田淵教育長
- 4 出席した職員 諏訪教育総務部長、松尾教育指導部長、  
大西教育総務部次長、高田教育指導部次長、  
日浦教育指導部参事、  
小林教育総務課長、荻野学務課長、  
野村社会教育・スポーツ振興課長、  
青山学校教育課長、森山青少年育成課長、  
長谷川教育研究所長、芝本教育総務課副課長、  
中塚就学前教育担当副課長
- 5 傍 聴 者 なし
- 6 議 事 の 要 旨
  - 開 会 午後 4 時 00 分
  - 会議録署名委員指名のこと  
吉田委員長、森委員に決定
  - 3 月 定 例 教 育 委 員 会 会 議 録 報 告 承 認 の 事 項  
(事務局より会議録朗読報告)  
承 認
  - 会議公開の可否決定のこと  
全ての議事を公開することに決定

(協議事項)

1 加古川市教育振興基本計画検討委員会規則の制定について

(教育総務部次長より 説明)

原案可決

委 員 : 委員会の構成員として「前各号に掲げる者以外の市民」と規定されているが、これは公募委員を指しているのか。

事 務 局 : そのとおりである。

委 員 : 次期教育振興基本計画において、教育委員の考えはどのように反映されるのか。

事 務 局 : 検討委員会は、外部委員からなる附属機関であるため、事務局が作成した素案について審議していただくことになる。事務局で素案を作成する際には、教育委員会等において教育委員からいただいた意見を反映させながら進めていきたいと考えている。

委 員 : 教育委員会に提案された素案に対して、教育委員が意見を伝える場があるのか。

事 務 局 : 次期教育振興基本計画は、現行の教育振興基本計画をベースとする予定であるが、どの部分を拡充し、どの部分を縮小していくか等について、今後教育委員の皆様からご意見をいただく場を設けたいと考えている。

事 務 局 : 検討委員会の下部組織として、教育委員会事務局の職員、市長部局の職員、学校園長の代表者から構成される検討幹事会を設置する予定である。この検討幹事会が中心となり、教育委員の意見を反映させた素案を作成し、検討委員会に諮っていく流れとなる。

委 員 : 教育振興基本計画は教育行政の指針であり、各事業の基礎となる計画であるため、教育委員会としても充実した計画の策定に向け、尽力したいと考えている。

2 加古川市教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の制定について

(教育総務部次長より 説明)

原案可決

### 3 加古川市立幼稚園園則の制定について

(教育総務部次長より 説明)

原案可決

委員 : 今回新たに園則を設けたのは、現行の管理運営規則が定めていた事項の範囲が狭かったという解釈になるのか。

事務局 : 本来であれば、幼稚園においては学校教育法施行規則に基づく学則として「園則」を規定する必要があるが、本市においては管理運営規則に必要事項を記載し「園則」として位置づけてきた経緯がある。この度、子ども子育て支援法の施行に伴い、新たな項目を盛り込んだ運営規程を設ける必要が生じたため、それらを考慮した「園則」を作成し、学則として位置付けるとともに、管理運営規則との住み分けを明確にし、整理することとしたものである。

委員 : 管理運営規則で複数の条項が削除されているが、条の繰り上げを行う必要はないのか。

事務局 : 条の繰り上げを行うことによる影響が大きく、条ずれ等の可能性が生じるため、削除する条については(削除)という表記を残し、条の繰り上げを回避する手法での改正を考えている。

委員 : 退園届の様式があるが、不幸にも園児が亡くなった場合には退園届の提出が必要であるのか。

事務局 : 本様式は、保護者の意思により退園させようとする場合に使用するものであるため、死亡による退園時には提出不要であると考えている。

### 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について

(教育総務部次長より 説明)

原案可決

### 5 加古川市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について

(教育総務部次長より 説明)

原案可決

- 6 加古川市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程の制定について  
(教育総務部次長より 説明)  
原案可決
- 7 加古川市立加古川養護学校学則の一部を改正する規則の制定について  
(教育指導部参事より 説明)  
原案可決
- 8 加古川市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について  
(教育総務部次長より 説明)  
原案可決
- 9 加古川市交通安全指導員の設置及び運営規程の一部改正について  
(教育総務部次長より 説明)  
原案可決

委 員 : 「1年」を「1年以内」に改正する具体的理由を教えてください。

事務局 : 現在は、4月1日から3月31日までの1年間を任期としているが、交通事情の変化等により、年度途中の配置変更を行う場合には、任期が1年以内になることがあるため、実情に合わせ規程を改正するものである。

委 員 : 現在の交通安全指導員の配置状況を教えてください。

事務局 : 95名の交通安全指導員を96箇所に配置している。

委 員 : 交通安全指導員事業については、公開事業評価において厳しい評価をいただいたが、平成27年度には継続して予算措置がなされている。今後、交通安全指導員の効果をアピールしていく必要があると思うが事務局としてはどのように考えているのか。

事務局：公開事業評価では「不要・凍結」という評価をいただいたが、市民審査員の評価シート等を見ると、内容的には「要改善」である。担当課としては、加古川市の交通事情等を勘案すると交通安全指導員の配置は必要であると考えている。現在はかなり以前から「教育委員会が認めた危険箇所」として配置しているところもあり、交通事情等が変化している可能性もあるため、次年度には全ての配置箇所について現況確認を実施するとともに、地域のボランティアの方々の状況等も確認しながら平成28年度に向けて事業の見直しを検討していきたいと考えている。

委員：交通安全指導員の方は、遅刻の状況や交通ルールの遵守度合、挨拶の頻度等、それぞれの子ども達の特徴を非常に良く把握されていると感じている。そのため、交通安全指導員の方が、各児童・生徒の様子や地域の方々の意見を集約して校長に連絡する等、学校との連携をうまく図れるような仕組みを構築すれば、交通安全指導員の重要性が再認識されると考える。

事務局：校長、安全担当の先生、PTAの役員等を交え、交通安全指導員との懇談会を開催し、子ども達に関する情報共有を図っている学校もある。

事務局：学校の先生方においても、交通安全指導員の配置箇所を随時見守っていただいております。交通安全指導員の様子も確認してもらっている。毎年、委嘱にあたって学校からいただく推薦書には、子ども達に対する声かけの状況等、確認時の様子も記載されている。

○ その他

(1) 議会に対する教育行政のアピールについて

(委員長より説明)

議会に出席し、議員の考え方を良く理解することができたが、教育委員会について良くご理解いただいている部分と、事務局や教育委員のアピールが足りない部分があると感じた。例えば、総務教育常任委員会の報告の中で「ALTの拡充に合わせ、その効果を追跡調査し、英語学力の向上に努められたい。」という表現があったが、教育委員会としてはALTの意義は英語学力の向上のみに留まらず、外国文化に接することや、国際理解を深めること、豊かな表現力を身につけること等の様々な多角的要素があり、そのための拡充であると考えている。このような認識のずれが生じていることを我々は重く受け止める必要がある。

(2) 加古川市ゆかりの作家 森はなさんの代表作「じろはったん」の活用について

(委員長より説明)

加古川市では、文化芸術活動補助事業の一環として「じろはったん」を広めていこうという動きがある。教育委員会としても、「じろはったん」の内容や趣旨を把握し、人権、道徳、歴史といった様々な切り口から子ども達に紹介していくことができるものと考えている。ただ、その際はどのように子ども達に伝えるのかがポイントになると考えており、図書室に絵本を置き、先生や子ども達が順番に読んでいく等の地道な活動の中で「じろはったん」が持つそれぞれの要素を生かす機会を持てるよう事務局には検討してもらいたい。

(3) 幼稚園の保育料について

(教育総務部次長より説明)

平成27年3月26日時点では、国の政令が公布されておらず、保育料を定める規則を本日の教育委員会に協議事項として提案することができなかった。公布があり次第専決し、平成27年4月の定例教育委員会で専決報告させていただきたい。

○ 閉 会            午後5時00分